

## X V 麻薬取締部

麻薬取締部は、国民が安心して生活できるように、薬物の不正流通や薬物乱用による保健衛生上の危害の防止を図るため、取締りと行政の両面から業務に取り組んでいます。

### 1 業務の概要

#### (1) 主な業務

- ア 薬物犯罪の捜査
- イ 薬物の鑑定や研究
- ウ 正規流通麻薬等の監督
- エ 薬物乱用防止啓発活動
- オ 再乱用防止対策

#### (2) 所管法律

- ア 麻薬及び向精神薬取締法
- イ 大麻取締法
- ウ あへん法
- エ 覚醒剤取締法
- オ 国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（「麻薬特例法」）
- カ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保に関する法律

### 2 管内薬物犯罪の状況と対策

#### (1) 東北管内における薬物犯罪の動向

令和4年の東北管内における全薬物事犯の検挙人員は358名（前年比72名減）で、全国の検挙人員12,621名の約2.8%にとどまっています。東北管内の人口は全国人口の約7%なので、東北は比較的薬物汚染度の低い地域と言えます。令和4年の全国の検挙人員のうち最も多いのは覚醒剤事犯の6,289名です。次に多いのが大麻事犯で、前年から僅かに減少したものの5,546名に達しており、このうち約69%が10代及び20代の若者であり、若年層による大麻乱用の拡大が懸念されています。

東北管内における令和4年の法令別検挙人員は、大麻事犯171名（前年比29名増）、覚醒剤事犯167名（前年比100名減）であり、大麻事犯が覚醒剤事犯を初

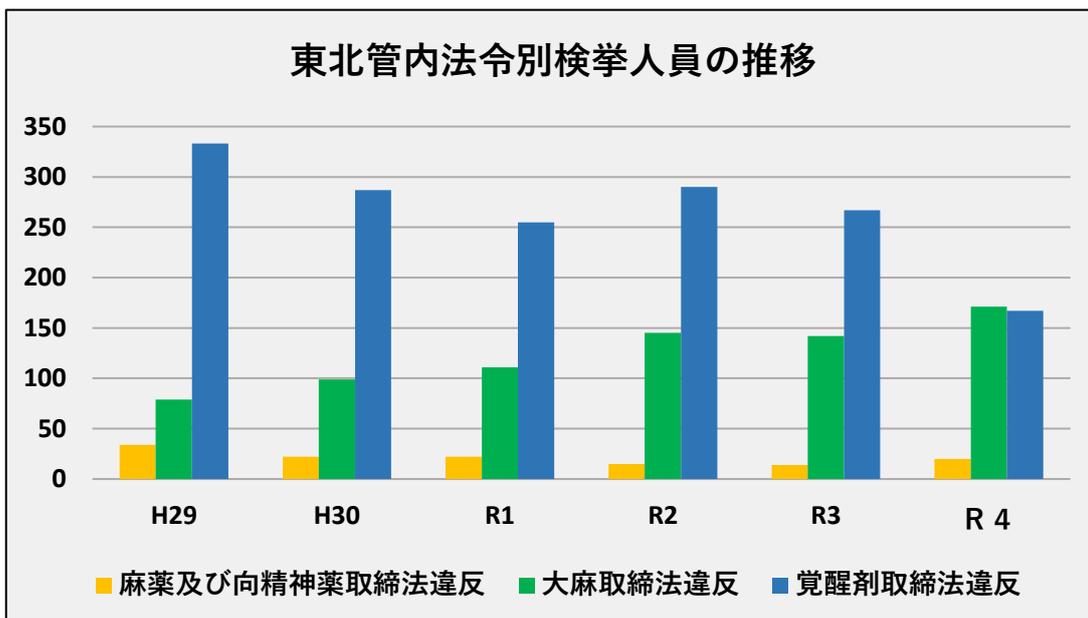
めて上回りました。(グラフ1) 参照

大麻事犯の県別検挙人員は、宮城県 59 名、山形県及び福島県が各 29 名、青森県 26 名、岩手県 19 名及び秋田県 9 名です。(グラフ2) 参照

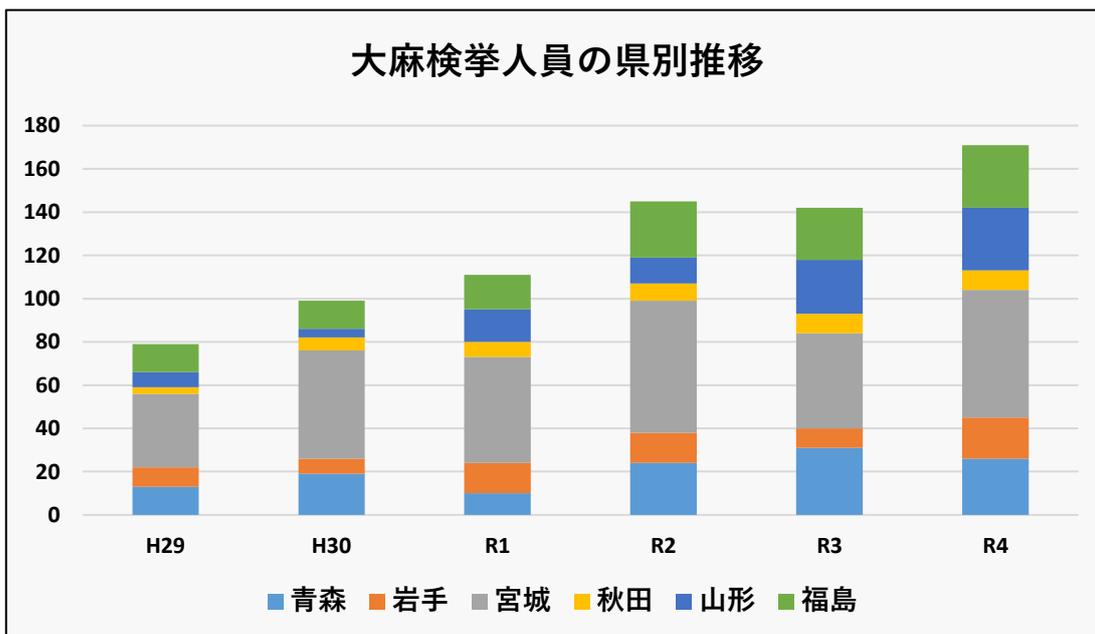
覚醒剤事犯の県別検挙人員は、宮城県 68 名、福島県 45 名、青森県 31 名、岩手県 13 名、山形県 7 名及び秋田県 3 名です。(グラフ3) 参照

店舗型の危険ドラッグ販売業者については全国的に根絶されているものの、インターネットやSNSを利用した密売は未だ続いています。

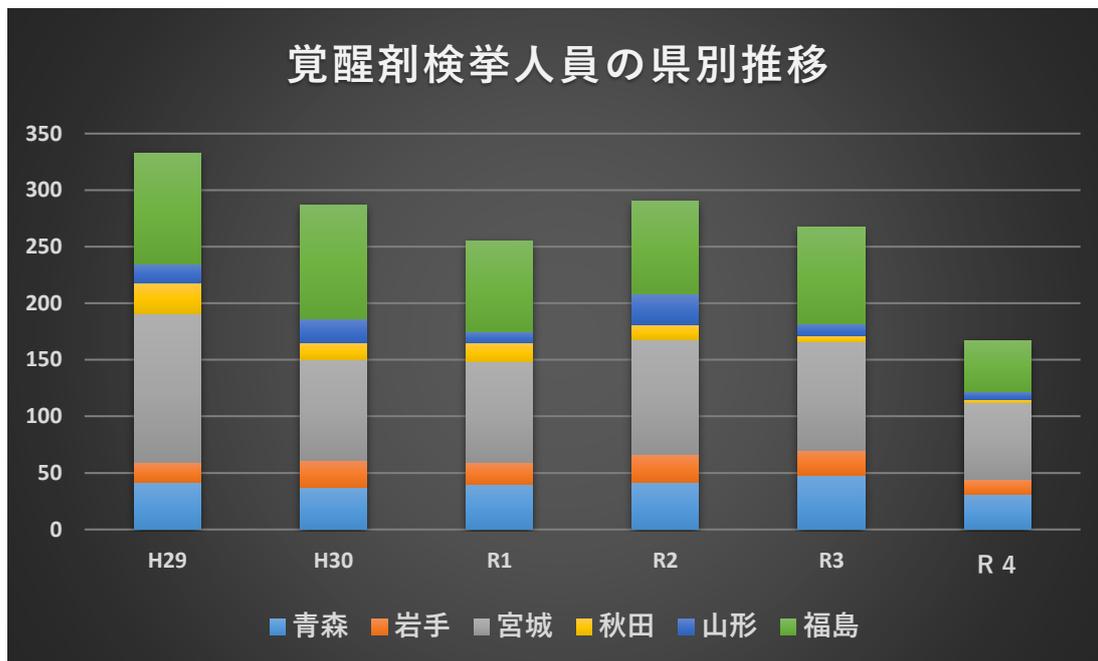
(グラフ1)



(グラフ2)



(グラフ3)



## (2) 東北管内における麻薬取締部の取締り活動

### ア 不正薬物の取締り

#### A 密輸犯罪の摘発

令和4年7月、米国来の国際郵便物を利用した乾燥大麻約280g輸入事件につき、函館税関と合同捜査を実施し、青森県在住の関係者3名を検挙しました。

令和4年12月から令和5年3月までに、マレーシア来の国際郵便物を利用した覚醒剤約500g輸入事件につき、横浜税関及び宮城県警察と合同捜査を実施し、宮城県在住の関係者3名を検挙しました。

近年、東北管内を宛先とした密輸事件が頻発しているため、警察及び税関等の関係捜査機関と情報共有を図り、大規模かつ広域的な薬物密輸組織等の摘発を継続的に進めています。

#### B 大麻事犯の摘発

令和4年5月、塩釜市の自宅で大麻草を栽培していた男性を検挙するとともに、大麻草17株を押収しました。

同年6月、宮城県警察との合同捜査により、仙台市内のアパートで大麻7株を栽培していた仙台市内在住の男性3名を検挙しました。

このほか大麻の末端乱用者及び密売関係者等を複数名検挙し、大麻の乱用拡大阻止に向け取締りを強化しています。

#### C 令和4年の実績（合同捜査も含む）

検挙件数人員 28件31名

(内訳：覚醒剤 6 名、大麻 9 名、麻薬及び向精神薬 2 名、特例法 3 名、  
医薬品医療機器法 1 名)

押収量 覚醒剤 1,989.655g、大麻 454.326g、大麻草 24 株、麻薬 MDMA 0.52g、  
麻薬 LSD 0.106g、麻薬コカイン 0.074g、指定薬物 0.6g

### 3 鑑定

東北厚生局麻薬取締部では、公平・中立な立場を維持し、最新の分析機器を駆使して迅速で精度の高い鑑定試験を行うために、捜査とは独立した鑑定官を配置しています。

令和 4 年の鑑定件数は 157 件、検体数は 231 件であり、麻薬取締部のみではなく、管内各県警察からの鑑定嘱託にも対応しています。

また、近年、増加している様々な形態の大麻製品に対応するため、新たな形態の大麻の分析法等に関する研究に取り組んでいます。

### 4 関係機関との協力

東北厚生局麻薬取締部は、北海道厚生局麻薬取締部と合同で、「北海道・東北地区麻薬取締協議会」を毎年開催しています。この会議は、中央省庁（法務省、財務省、厚生労働省、警察庁、海上保安庁）から担当職員の出席を得るとともに、管内の高等検察庁、地方検察庁、管区警察局、警察本部、税関、海上保安本部、入国管理局、北海道及び東北 6 県の薬務主管課、更には米国司法省麻薬取締局（DEA）、在日米空軍特別捜査局（AFOSI）、在日米海軍犯罪捜査局（NCIS）といった関係取締機関が一堂に会して、相互の協力関係を構築・強化することを目的として、取締上の問題点やその対策等について協議しています。

令和 4 年度は、コロナ禍にありましたので書面による開催となりましたが、取締機関職員と国内外における薬物情勢を情報共有しました。

### 5 行政指導・監督

#### (1) 許認可業務

麻薬等関係法令の目的・趣旨は、

- ・ 麻薬、大麻及び覚醒剤等の規制薬物の取扱いを一切禁止し、不正行為を徹底して取締り、その乱用による保健衛生上の危害防止を図る
- ・ その一方で、規制薬物の有用性を最大限活用するため、医療、学術研究、産業に限定して「禁止の解除」を行い、流通経路を監視して不正流通の防止を図る

ることです。

麻薬取締部は、厚生労働大臣から地方厚生局長に権限を委任された許認可関係の事務などについて、申請の受付、調査、審査を行い免許証・許可書等を発給しています。

令和4年度の主な許認可件数	
免許関係	4件
許可関係	30件
届出関係	132件
携帯輸出入関係	6件

## (2) 指導・監督

厚生労働大臣から免許を受けた管内の麻薬取扱業者等に対する立入検査のほか、管内各県薬務主管課や保健所と合同で知事から免許を受けた麻薬診療施設（病院、医院等）、麻薬研究施設及び麻薬小売業者（薬局）に対する立入検査も実施し、不正流通がないよう指導・監督を行っています。

## 6 薬物乱用防止啓発活動

小学校から大学まで幅広く講師として麻薬取締官を派遣し、薬物乱用防止教室を通して、規制薬物に対する正しい知識の普及を行っているほか、「薬物乱用防止指導員講習会」において講演し、地域の薬物乱用防止教室の講師を養成しています。また、「麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動地区大会」などイベントや街頭でも啓発パンフレットやリーフレットを配布して広報活動をしています。

令和4年度講師派遣実績	
講師派遣回数	25回
講演対象者	1,239名（うち、指導員・生徒460名）

## 7 再乱用防止対策

### (1) 相談電話

昭和61年10月1日から全国の麻薬取締部に「麻薬・覚醒剤相談電話」を設置し、薬物問題に悩む薬物乱用者自身やその家族、知人などに対して広く相談の機会を設け、必要に応じて面談や助言を行っています。相談電話は匿名でも受け

付けます。

「麻薬・覚醒剤相談電話」の番号は、

0 2 2 - <sup>ふつーな(ら) こな なしなし</sup> 2 2 7 - 5 7 0 0

と語呂合わせにより覚えやすい番号となっています。

内容によっては、保健衛生上の危害を防止するため、迅速に捜査へ移行することもあります。

相談受理件数	
令和元年	44 件
令和2年	41 件
令和3年	33 件
令和4年	25 件

## (2) 再乱用防止対策支援事業

薬物の乱をやめようと思意した者に対する支援として、公認心理士又は精神保健福祉士等の専門家による面談やワークブックを用いた薬物乱用防止プログラムを実施しています。また、薬物依存症を治療する医療機関や自助グループなどと連携して再乱用防止を支援する試みも行っています。

## (3) 薬物中毒対策連絡会議及び再乱用防止講習会

東北厚生局麻薬取締部は、北海道厚生局麻薬取締部と合同で「北海道・東北地区薬物中毒対策連絡会議」を毎年開催しています。この会議は、薬物依存症者の治療に携わる医療機関、取締機関、矯正保護施設等の関係機関が、地域における再乱用防止対策等について連携強化を図ることを目的として、協議・意見交換を行っています。令和4年度はコロナ禍にありましたので書面による開催となりましたが、関係機関職員と薬物依存症対策について情報共有しました。

また、平成20年度から同会議の開催に併せて、「再乱用防止対策講習会」を開催しています。この講習会は、薬物依存症治療・研究の専門家などによる講義形式のもので、薬物問題に係る相談担当者のほか一般にも公開して、地域全体で再乱用防止に対する意識と知識の向上を図っています。

## 8 不正大麻・けし対策

我が国で乱用される薬物のほとんどは、海外からの不正ルートにより供給されています。しかし、大麻やけしは植物であり、栽培することによって国内で供給す

ることが可能となるため、これらの植物の栽培については、次のような規制を設けています。

**(1) 大麻**

大麻取締法において、都道府県知事の免許を受けた「大麻取扱者」以外の者の栽培を禁止しています。

**(2) ソムニフェルム種及びセティゲルム種のけし**

あへん法において、厚生労働大臣の許可を受けた「けし栽培者」以外の者の栽培を禁止しています。

**(3) ハカマオニゲシ、コカ及びサイロシビン又はサイロシンを含有するキノコ**

麻薬及び向精神薬取締法において、「麻薬原料植物」として規制し、都道府県知事の免許を受けた「麻薬研究者」が研究のため、厚生労働大臣の許可を受けて栽培する以外は禁止しています。

これらの植物の栽培に係る規定に違反すれば、麻薬などの違法薬物の密輸入、密造と同様に供給行為として厳しい罰則が科されます。

麻薬取締部では、不正栽培事犯について厳格な取締りを行う一方、違法な大麻・けしを管内地域から排除するため、栽培が違法な植物のパンフレットを配布して啓発するとともに、管内各県職員や保健所の職員などと協力して、自生する大麻やけしの除去を行っています（不正大麻・けし撲滅運動期間 5月1日～6月30日）。

令和3年度除去実績	
大 麻	約 63,000 株
け し	約 24,000 株